

# 令和元年度

## 埼玉県職員採用選考 ( 歯 科 衛 生 士 ) 受 験 案 内

受 付 期 間 令和元年6月14日(金)～令和元年7月10日(水)(必着)  
任命権者選考 令和元年7月21日(日)  
人事委員会選考 令和元年8月23日(金)又は8月26日(月)の  
いずれか1日

1 職 種 歯科衛生士

2 採用予定人員 1人  
(欠員の状況等により変更になる場合があります。)

3 職 務 内 容 埼玉県立小児医療センターにおいて、歯科衛生業務に従事します。  
※循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センターの4  
病院は地方独立行政法人への移行に向けて準備を進めています。移行後は地方独立行政  
法人の職員となります。地方独立行政法人とは、公的サービスを確実に実施するために、  
埼玉県が法律に基づき100%出資して設立する法人です。  
※採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の県立病院へ異動になる場合があります。

4 採用予定日 令和2年4月1日  
※歯科衛生士の免許を有する人は、欠員の状況に応じて、令和2年4月1日より前に採用  
される場合があります。

### 5 受 験 資 格

- 昭和35年4月2日以降に生まれた人で、歯科衛生士法に定める歯科衛生士の免許を有する人又は令和元年度に実施される国家試験により免許を取得することが見込まれる人。
- 国籍は不問です。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません(以下はその内容です。)
  - ・成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人